

平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社武井工業所
代表者名 代表取締役社長 武井 厚
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 大内哲朗
電 話 0299-24-5216

内部統制システムの整備に関する基本方針の改定に関するお知らせ

平成27年5月18日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記の通り一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。(変更箇所には下線を付しております。)

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、法令、定款、当社の経営理念を遵守し、取締役会規程、コンプライアンスに関する規程に基づき職務を執行します。
 - (2) コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス活動を定期的に社長に報告し社長は、その諮問に基づき法令順守の徹底を推進します。
 - (3) 社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システム「わかたけホットライン」を通じて、法律違反その他コンプライアンスに違反する事実がないかを監督します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の遂行に係る情報は、文書規程及び関連規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録するとともに定められた期間保存します。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 損失の危機は、権限規程及び関連諸規程の定めるところにより管理し、必要に応じてリスク管理に関する規程を整備します。
 - (2) 全社のリスク管理は社長が統括します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会にて決定した経営の執行方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要な事項について、取締役の半数が業務執行権限を有する本部長としての執行責任を負い、業務の推進と改善を迅速に実施する体制としております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 経営理念の制定により、企業活動の根本理念を明確にし、行動のガイドラインとします。
 - (2) コンプライアンス委員会は、定期的に違法状況を点検し、日常的な職務が法令及び定款に適合していることを確認します。
 - (3) コンプライアンス上の問題を発見した者が、速やかに通報または相談できる体制を整備するとともに、事案が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に問題を解決できる体制を整

備いたします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役は、兼任・専任または長期・短期等必要に応じ、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができます。
 - (2) 監査役は、補助人の人事異動・人事評価・懲戒処分等に対して意見を述べ、事前協議を求めることができます。
 - (3) 当該使用人が、他部署の使用人を兼任する場合は、監査役に係る業務を優先するものとし、監査役の指揮命令に従う旨を当該取締役及び使用人に周知徹底します。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (1) 取締役会決定事項及びその他経営上必要な事項は、監査役会に報告します。
 - (2) 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
 - (3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるとき、又は法令及び定款に違反するおそれがあるときは、取締役及び使用人が、監査役に報告をする体制を整備いたします。
8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 報告を行った者が不利益な取扱いを受けないことをコンプライアンス委員会において規定しております。
 - (2) 監査役への報告を行った者及びその内容について厳重な情報管理体制を整備いたします。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上速やかに処理をします。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会は、社長との意見交換会を定期的開催します。
 - (2) 監査役は取締役会のほか、業務執行に係る重要な会議に出席し、情報を収集・意見を述べることが出来ます。
11. 反社会勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とします。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関等より情報を収集し、事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、組織として速やかに対応できる体制を整備します。

以上